

専門学校金沢美専 美容学科 求人票記入例 (表)

- 個人経営/法人に○をつけてください。
- 個人経営の場合は経営者名をご記入ください。法人の場合は法人名と代表者名をご記入ください。

採用担当者の氏名(役職)、連絡先をご記入ください。

※ 学校や学生が連絡させていただきます方になります。

募集職種に○をつけてください。

※ 募集職種に応じて採用条件が異なる場合は、職種ごとに求人票を記載しご提出ください。

採用学生が勤務する店の情報をご記入ください。(入社後、勤務先の移動がある場合はその候補店名を記入してください。)

専門学校金沢美専

美容学科 求人票

2019年3月卒業用

提出締切日: 2018年10月31日(水)必着

- 求人票は1店舗に1枚です。採用をお考えの店舗ごとにご提出ください。
- 募集職種により条件が異なる場合は、職種ごとにご提出ください。
- 美容組合加入店は、組合加入確認欄の記入を頂いた後ご提出ください。
- 求人内容を変更した際は、速やかにお知らせください。

1 求人者・職種	個人経営/法人(株、有、その他)	採用担当者(役職)
	法人は法人名 フリガナ 代表者名 (開設名義人)	フリガナ 氏名
	住所	連絡先
	募集職種	

株式会社 国際ビジネス学院
代表取締役 美専 太郎
石川県金沢市南町6番12号
美容師・アイリスト・ネイリスト・エステティシャン・ビューティアドバイザー
店長 美専 花子
TEL(076) 234-3311
FAX(076) 234-3432
TEL(076) 234-3311
FAX(076) 234-3432

スタッフ数には経営者は含めないでください。美容師・美容学校生(昼間生・通信生)の人数を記入ください。

仕事の内容は、勤務店に入店後担当していく内容全てにチェックしてください。学生が自分のやりたい技術を知るうえで大切な情報です。ありのままご記入ください。

雇用期間は定めがある場合はその内容をご記入ください。

就業開始時刻と終業時刻をご記入ください。

就業時間のうち、拘束時間、および休憩時間(分)、拘束時間から休憩時間を除いた実働時間をご記入ください。(裏面※2参照)

※ 法定労働時間(実働時間)は1日8時間以内です。

2 勤務先・業務内容等	勤務サロン名	Hair Make BISEN	
	勤務サロン住所	石川県金沢市南町6番12号	
	ホームページURL	http://beauty.kbg.ac.jp/	
	従業員数	勤務サロン 10人(男3人・女7人)	本支店合計 2店舗 17人(男5人・女12人)
	設備	シャンプー台(4台)・セット面(10台)	
	客層・店の雰囲気	20代~30代を中心としながらも幅広い客層で、落ち着いた雰囲気のお店です。	
	仕事の内容	受付/電話応対/掃除/洗濯 シャンプー/ヘッドスパ/カット/ブロー/セット(アップ)/パーマ/カラーリング/メイク/エステ/ネイル/まつ毛エクステ 着付け/ブライダル(和・洋)/福祉美容(出張美容)/その他()	

1週間の労働時間をご記入ください。(裏面※1参照)

※ 法定労働時間は1週40時間(9人以下は44時間)以内です。

3 雇用期間・就業時間・休日等	雇用期間	期間の定めなし	
	就業時間	(1) 9:00~19:00	(2) 10:00~20:00
	拘束時間	10時間	休憩時間 120分
	②週労働時間	40時間	※週労働時間が40時間(44時間)を超える求人票は受付致しかねます
	交代制	有・無	変形労働時間制 有・無
	残業	有・無	月平均 15日位で 10時間位
	休日	週休2日制 有/完全/隔週(曜日)・その他()	

交代制、変形労働時間制、就業規則の有無についてご記入ください。(裏面※3参照)

- 残業の有無と有の場合はそのおおよその日数と時間、残業手当支給の有無をご記入ください。
- 残業手当が有の場合は「4賃金」の残業手当の欄におおよその金額をご記入ください。

4 賃金	最低賃金算出の基礎となる賃金	基本給 140,000円(日給の場合)	日給換算
		職務手当 10,000円~	30,000円
		①合計 150,000円~	180,000円
	上記以外に支給される手当	通勤手当 5,000円~ 上限なし	円
		残業手当 20,000円~ 50,000円	円
		皆勤手当 5,000円~	円
	賃金締切日	毎月 末日	賃金支払日 当月/翌月 10日
	賃金形態	・月給	・日給月給
	賞与	有(前年実績年2回計3ヶ月分)	無
	試用期間	有(3ヶ月、賃金等労働条件は同じ)	無

週休2日制の有無とその内容をご記入ください。

法定有給休暇以上を付与する場合は訂正してご記入ください。(裏面※4参照)

① 最低賃金を算出するための基礎となる給与(基本給および技術手当またはそれに該当する手当)についてご記入ください。

賃金の締日と支給日をご記入ください。

賃金形態をご記入ください。※ 賃金形態については、裏面ページ(※5)を参考にしてください。

賞与の有無とその内容、定期昇給、退職金、試用期間の有無とその内容をご記入ください。

最低賃金の概算額を式に当てはめて計算してください。

※ 計算の結果が各都道府県の最低賃金を下回る場合は求人票を受付致しかねます。労働時間及び基本給(または技術手当)を再度ご確認ください。

①には含まれないが、入社後に支給される手当についてご記入ください。

5	加入保険等	労働保険(雇用保険・労災保険) 雇用保険事業所番号(必ず記入)(1701 - 45561 - 565)
		社会保険(健康保険・厚生年金)
		全米連総合福祉共済制度 ※美組合加入の方のみご記入ください ・加入(経営者・スタッフ全員・スタッフの一部(人中 人))
	定年制	有(65 歳)・無
福利厚生	宿 舎	有・無 独立の宿舎(有・無) / 入居(可・否) / 一部屋 勤務先までの所要時間 分(徒歩・バス・その他)
	育児休業	制度… 有・無 取得実績… 有・無
6	選考日・場所	西暦2018年8月1日以降随時 選考場所(Hair Make BISEN)
	応募書類	※履歴書と成績証明書は生徒が持参します。その他必要書類()
	選考方法	学科試験…【一般常識・国・数・英・社・作文・その他()】 面接・適正検査・その他()
	求人数	通勤 2 人 住込み 人 不問 人
7	インターンシップ	サロンでの体験学習の受け入れをお願いする場合がありますので、よろしく願います。 就業体験実習(時期:夏季休業期間(7月末~8月末)、3日~1週間程度) ・指導担当者氏名 金沢 美子)
	サロン見学	可(曜日・随時・時~ 時) ・不可

- 入社時に制度加入のものを○で囲んでください。
- 雇用保険に加入の場合、「雇用保険事業所番号」をご記入ください。(※7参照)

定年制の有無、宿舎の有無について記入例を参照にご記入ください。

育児休業制度の有無及びその取得実績についてご記入ください。

選考に関する情報をご記入ください。

求人数をご記入ください。

- インターンシップについては、受け入れが可能な場合ご記入ください。
- サロン見学の可否もご記入ください。

美容組合にご加入の事業所は、美容組合加入確認欄に組合の確認をいただいた上、求人票をご提出ください。

【サロンの方針・PRなどお書きください】

①スタッフの教育・育成方法などについて(トレーニング方法等)

②スタッフの雇用環境・労働条件等の改善・向上などについて。

③スタッフが将来、独立創業の相談をしてきた時の対応について

④求める人材像について。

⑤その他、サロンのPRがありましたらお書き下さい。

◆本校卒業者(求人サロンに現在勤務中) 計 人(男 人・女 人)

◆勤務サロンの地図 ※最寄りの駅からご記入ください

サロンの方針・PRなどは、学生にとって入店後の技能向上や労働条件の改善等関心の高い項目です。経営者の思いや店舗の特長をぜひご記入ください。

【美容組合加入確認欄】

確認日:西暦 年 月 日()

標記のサロンは、美容組合加入店であることを証します。

(都・道・府・県)
美容(業)生活衛生同業組合

代表者

印

その他の注意事項

- 【※1】労働時間について
法定労働時間は1日8時間以内、1週40時間(10人未満の事業所は44時間)以内です。それを超える部分については残業となり、割増賃金を支給しなければなりません。
- 【※2】休憩時間について
法定休憩時間として、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間を労働時間の途中に与えなければなりません。
- 【※3】就業規則について
常時10人以上(パート・アルバイトを含む)を雇用する事業所は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出が必要になります。
- 【※4】法定有給休暇について
雇入れの日から起算し、6か月継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日が権利として発生します。6年6か月で20日発生します。
- 【※5】賃金形態について
記入には下記を参考にしてください。
月給………月額が決められ、欠勤しても賃金を控除しない
日給月給………月額が決められ、欠勤した場合は日割り計算で賃金を控除。

- 日給………日額を決めて、通勤日数に応じて支給
時給………時間額を決めて、勤務時間数に応じて支給
- 【※6】最低賃金制度について
最低賃金制度とは、働くすべての人に、都道府県ごとの賃金の最低額を保証する制度で、対象はすべての労働者と使用者に適用されません。最低賃金を計算するにあたっては次の賃金は算入しません。
・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
・所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
・所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
・、通勤手当、精皆勤手当、家族手当
- 【※7】雇用保険について
雇用保険、労災保険(総称して労働保険)は、労働者を一人でも雇用していれば、その事業主は加入手続きを行い、労働保険料の納付、雇用保険法の規定による各種届出等の義務を負うことになります。未加入者は保険加入手続きを取られるようお願いいたします。
(石川県美容組合では、労働保険事務組合の認可を受け、組合員の事務代行を行い、事業主の事務軽減を図っています。)
- 【※8】求人票の取り扱いについて
求人票はコピーをしますので、パンフレット・資料等は貼り付けないでください。資料等は別添えでお願いいたします。